

○小規模住宅地区等改廃事業制度要綱（平成9年4月1日 建設省住整発第46号）

令和4年度当初予算成立以降	現行制度
<p><u>最終改正 令和4年4月1日 国住整第49号</u></p>	<p>最終改正 令和<u>3</u>年<u>3</u>月<u>31</u>日 国住整第47号</p>
<p>第1 (略)</p> <p>第2 定義 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～三 (略)</p> <p>四 不良住宅 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第2条第4項に規定する不良住宅をいい、災害により著しく損壊し建築物でなくなった住宅及び地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示等を行った住宅(ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から六月を経過している住宅に限る。)を含む。</p> <p>第3～第10 (略)</p> <p>第11 空き家再生等推進事業 空き家再生等推進事業の施行者は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。<u>以下「空家法」という。</u>)第6条第1項に規定する空家等対策計画(以下「空家等対策計画」という。)に定められた同条第2項第1号の空家等に関する対策の対象とする地区において、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却(<u>ただし、空家法第14条第3項に規定する命令に係る部分を除く。</u>)、<u>不良住宅除却後の土地の整備、</u>空き家住宅又は空き建築物の活用<u>及び所有者の特定</u>を行うことができる。</p> <p>第12 国の補助又は交付 1～2 (略)</p> <p>3 国は、空き家再生等推進事業の施行者に対し、予算の範囲内において、次の各号に掲げる<u>事業に要する</u>費用の一部を補助又は交付することができる。 一 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却 二 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却を行う者に対し<u>する</u>補助</p> <p><u>三 不良住宅の除却後の土地を公益性の高い以下のイ、ロ又はハの用途で活用する場合の土地整備及び当該土地整備の附帯工事(ただし、10年以上同一の用途で活用する場合に限る。)</u> <u>イ 地域に開放するポケットパークや児童遊園を整備する場合</u> <u>ロ 災害時等に避難することが可能な防災空地や避難場所を整備する場合</u> <u>ハ 地域に開放する公的駐車場を整備する場合</u></p> <p>四 <u>不良住宅の除却後の土地を前号に掲げるイ、ロ又はハの用途で活用する場合の土地整備及び当該土地整備の附帯工事を行う者に対する補助(ただし、10年以上同一の用途で活用する場合に限る。)</u></p> <p>五 空き家住宅又は空き建築物の活用 六 空き家住宅又は空き建築物の活用を行う者に対し<u>する</u>補助(ただし、地域コミュニティ維持・再生の用途に10年以上活用<u>する</u>場合に限る。) 七 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の所有者の特定 八 空家等対策計画の策定等に必要なる不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の実態把握</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 定義 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～三 (略)</p> <p>四 不良住宅 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第2条第4項に規定する不良住宅をいい、災害により著しく損壊し建築物でなくなった住宅及び地方公共団体が移転勧告、是正勧告、<u>避難勧告、</u>避難指示等を行った住宅(ただし、<u>避難勧告及び</u>避難指示については、当該<u>勧告又は</u>指示が公示された日から六月を経過している住宅に限る。)を含む。</p> <p>第3～第10 (略)</p> <p>第11 空き家再生等推進事業 空き家再生等推進事業の施行者は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第6条第1項に規定する空家等対策計画(以下「空家等対策計画」という。)に定められた同条第2項第1号の空家等に関する対策の対象とする地区において、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却及び空き家住宅又は空き建築物の活用を行うことができる。</p> <p>第12 国の補助又は交付 1～2 (略)</p> <p>3 国は、空き家再生等推進事業の施行者に対し、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の一部を補助又は交付することができる。 一 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却<u>費用</u> 二 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却を行う者に対し<u>し除却工事等に要する経費について補助する費用</u> <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>三 空き家住宅又は空き建築物の活用<u>に要する費用</u> 四 空き家住宅又は空き建築物の活用を行う者に対し<u>し改修等に要する経費について補助する費用</u>(ただし、地域コミュニティ維持・再生の用途に10年以上活用<u>されるものであること。</u>) 五 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の所有者の特定<u>に要する費用</u> 六 空家等対策計画の策定等に必要なる不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の実態把握<u>に要する費用</u></p>

4 (略)

第13 (略)

第14 運営

小規模住宅地区等改良事業の運営は、この要綱に定めるところによるほか、住宅地区改良事業等補助金交付要領又は住宅地区改良事業等対象要綱、小規模住宅地区等改良事業事務処理要領及び改良住宅等管理要領の定めるところにより行わなければならない。

(途中略)

附 則〔令和4年4月1日第49号〕
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

4 (略)

第13 (略)

第14 運営

小規模住宅地区改良事業の運営は、この要綱に定めるところによるほか、住宅地区改良事業等補助金交付要領又は住宅地区改良事業等対象要綱、小規模住宅地区等改良事業事務処理要領及び改良住宅等管理要領の定めるところにより行わなければならない。